

新興感染症発生時の自宅療養者等の  
療養生活の環境整備における  
市町村との連携について

# 感染症法の規定について

新型コロナ対応時、自宅療養者が増加するにつれて、健康・医療面だけでなく、生活支援が必要となったが、感染症法上、保健所を有しない市町村の役割が明確でなく、こうした市町村と都道府県との間の情報共有が円滑に進まないなど地方公共団体間の連携が十分にできなかった地域では、食事の配送が遅れるなどの問題があった。



当該課題を踏まえ、感染症が改正され、感染症法第44条の3（法第50条の2第4項で新感染症に準用）に、「健康観察等に係る一般市町村の長の協力及び情報提供」に係る条文が新設（令和4年12月19日施行）

- ▶ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症患者等に健康状態の報告又は外出自粛の協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長に対して協力を求めるものとする。
- ▶ また、協力を求められた市町村の長は協力を必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができるものとする。

## 県感染症予防計画でも、

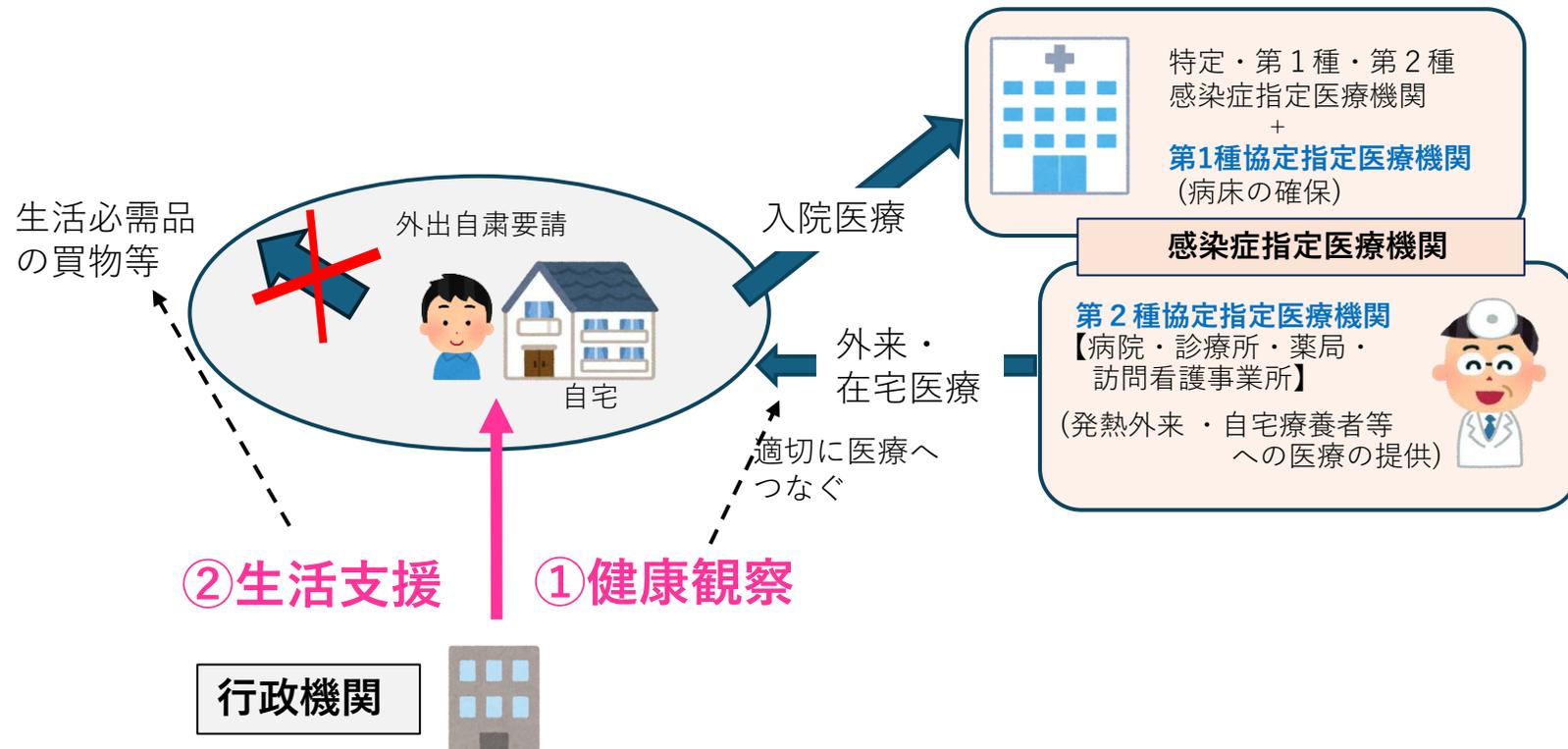
第9「新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項」に、**【積極的に市町村と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行う】**ことを規定。

## (参考)本県における新型コロナ対応時の市町村との連携

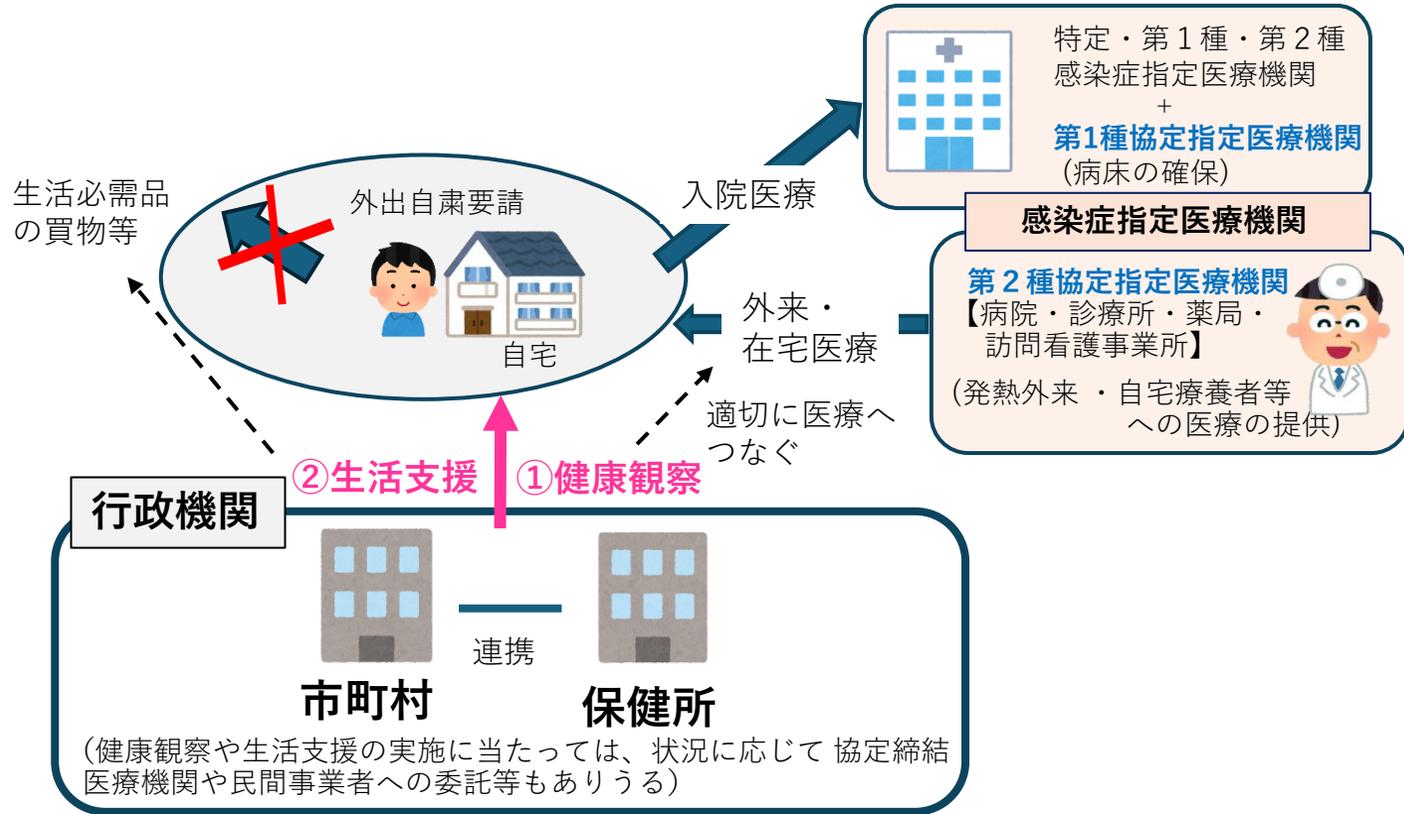
- 本県では、自宅療養者等の支援を充実させるため、県内全ての市町村（保健所設置市を除く。）と「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に係る連携事業に関する覚書」を締結の上、県と市町村が感染者の個人情報共有し、連携して自宅療養者等の療養生活の支援を実施した。
- なお、令和5年5月8日に新型コロナが5類感染症へ移行したことを受け、当該覚書は廃止した。

# 環境整備の基本的な考え方について

- ① 自宅療養者等の体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる**健康観察の体制**の確保を行う。
- ② 外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者の**生活上の支援**を行う体制の整備を行う。



# 市町村との連携 ～ 市町村に依頼したい役割について ～



## ＜地域の実情に応じた体制確保＞

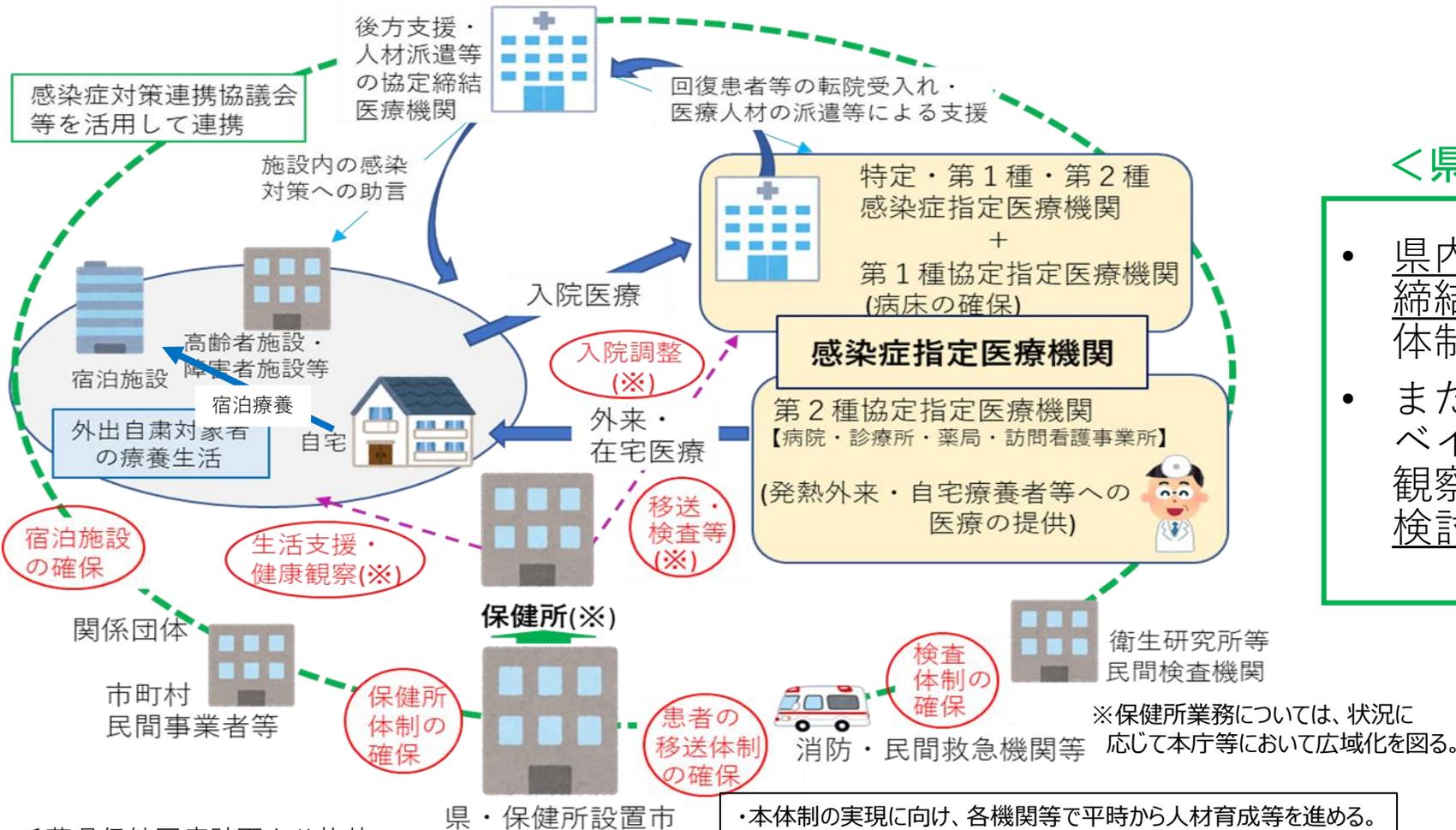
- 地域における感染対策では、保健所が中核的な役割を担うが、感染拡大時には、保健所が積極的疫学調査等のコア業務に十分に対応するため、健康観察・生活支援等の業務に関しては、関係機関の協力が必要である。
- 特に、住民に身近な立場である市町村の協力は重要である。

👉 市町村には、地域の体制確保のため、健康観察や生活支援等の業務における必要な連携・協力を依頼したい。

- 新型コロナ対応時に各市町村に協力いただいた、健康観察（安否確認を含む）、パルスオキシメーターの配送、配食等の生活支援などを想定。
- 但し、具体的な業務の内容・範囲等は、地域の実情及び感染症の性状等によって異なることが想定されるため、そのときの感染症の性状等に合わせて協議・検討を行うこととする。

# 市町村との連携 ～ 県の役割について ～

- 保健所における感染症有事体制を検討し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができるようにする。
- また、環境整備にあたっては、各地域の実情に応じた体制と県全域での広域的な体制の双方の確保が必要であることから、県では広域的な体制確保にも努めていく。



## ＜県における広域的な体制確保＞

- 県内医療機関や宿泊施設等との協定締結による医療提供体制や宿泊療養体制の確保などを平時から進める。
- また、有事においては、感染症サーベイランスシステムを活用した健康観察の報告等のDXの推進や委託の検討などを行う。

# 個人情報提供に関する覚書の締結について

新興感染症(\*)の発生時、速やかに患者等の個人情報を提供し、県と市町村で連携して自宅療養者等の支援を行うため、平時における準備として、個人情報提供に関する覚書の締結を進める。

## (1) 覚書の対象範囲

- **感染症法第44条の3第10項（又は第50条の2第4項において準用する同法第44条の3第10項）に基づき、県が市町村に提供する個人情報の取扱いに関して適用。**

## (2) 覚書の目的

- **県から市町村に患者等の個人情報を提供するに当たり、使用目的の制限を付すとともに、漏えい防止等の適切な管理を求める。**

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る自宅療養者等に係る  
個人情報の提供に関する覚書例

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇市町村長（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第44条の3第7項（又は第50条の2第4項において準用する同法第44条の3第7項）に規定する情報の提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

（情報の提供）

第1条 乙は第3条に定める目的のために、法第44条の3第1項若しくは第2項（又は法第50条の2第1項若しくは第2項）の規定により居宅から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた者（以下「自宅療養者等」という。）の情報が必要となった場合、甲に対し、個人情報の提供を求めることができる。提供の期間は、乙が同条に定める目的のために真に必要な期間に限る。

2 甲は第3条に定める目的のため、乙の求めに応じ、乙に対し、当該市町村に居住する自宅療養者等の個人情報を提供する。

- 令和5年6月19日付け国事務連絡「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」で示された覚書例を基本とし、本県における覚書（案）を作成。
- 令和7年12月から令和8年1月にかけて、県内市町村（保健所設置市を除く。）に対し、覚書（案）の意見照会を実施。
- その結果を踏まえ、今後、必要な調整等を行い、覚書の締結を進めていく。

(\*)新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症